

浜岡原子力発電所における吊り下げ設置型の高圧遮断器に係る火災防護上の必要な措置について(原子力安全・保安院への報告)

2011年6月15日

当社は、他社の原子力発電所において、吊り下げ設置型の高圧遮断器^{※1}が地震により大きく揺れ、アーク放電の熱により出火した事象を踏まえて、2011年5月31日に原子力安全・保安院から発出された指示文書^{※2}に基づき調査をおこないました。

本日、その調査結果および火災防護上必要な措置の実施計画を原子力安全・保安院へ報告しましたので、お知らせします。

原子力安全・保安院の指示の内容

- 1 吊り下げ設置型の高圧遮断器の有無を確認すること。
- 2 設置している場合には、耐震性の高い構造の高圧遮断器への設備更新を実施すること、吊り下げ設置型の高圧遮断器の下部に耐震架台を設置すること等の火災防護上必要な措置に関する実施計画を策定すること。

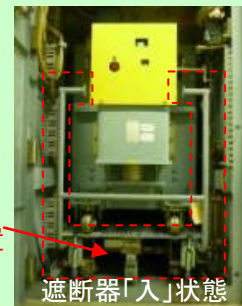
調査結果

浜岡原子力発電所では、1、2号機の高圧遮断器に吊り下げ設置型を使用しています。このうち、非常用設備の遮断器には、地震時の揺れ止め用固定架台を設置しており、遮断器の下部に揺れ止め用固定架台を設置する必要があるのは、常用系の遮断器合計 21 台です。

号機	設備名	設置台数
1号機	高圧直結母線(A)遮断器	4台
	高圧直結母線(B)遮断器	4台
2号機	高圧直結母線(A)遮断器	3台
	高圧直結母線(B)遮断器	3台
	高圧共通母線(S)遮断器	7台

なお、3、4、5号機では、吊り下げ設置型の高圧遮断器は使用していません。

揺れ止め用
固定架台設置



【非常用系の遮断器】

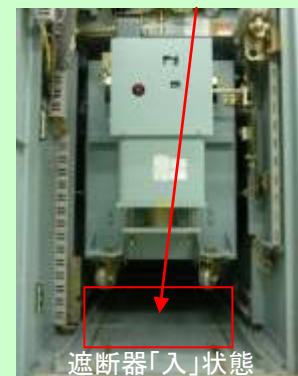
火災防護上講じる措置

1、2号機で使用している 21 台の吊り下げ設置型の遮断器のうち、常時使用している 17 台については、遮断器下部に揺れ止め用固定架台を設置します。また、常時使用していない 4 台については、遮断器を切り離しました。

「入」状態では、遮断器が約 30cm
吊り上がり固定されていない。



遮断器「切」状態



遮断器「入」状態

【常用系の遮断器】

※1 遮断器とは、電気回路の接続や、過電流が流れた場合などに自動で電気回路を切り離す機器のことです。

※2 指示文書は、「原子力発電所における吊り下げ設置型の高圧遮断器に係る火災防護上の必要な措置の実施等について(指示)(平成 23 年 5 月 31 日 平成 23・05・30 原院第 2 号)」を指します。

以上